



元初児生第13号  
令和元年8月30日

各都道府県教育委員会指導事務主管課長  
各指定都市教育委員会指導事務主管課長  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属学校を置く各国公立大学法人の 殿  
附属学校事務担当課長  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長  
大濱 健志



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教育課程課長  
滝波 泰



(印影印刷)

### ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

日頃より、人権教育の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ハンセン病につきましては従前より、平成13年の内閣総理大臣談話やハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）において患者・元患者等の名誉の回復を図ることの重要性が指摘されるとともに、人権教育・啓発に関する基本計画（平成14年3月15日閣議決定）においても患者・元患者等に対する偏見や差別意識の解消に向けて取組を積極的に推進することとされていること等を踏まえ、適切な教育の実施に御配慮をいただいていたところですが、

この度、令和元年6月28日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決を政府として受け入れるに当たり、内閣総理大臣談話（別添1）が閣議決定されましたのでお知らせいたします。本談話においては「かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます」とされており、文部科学省としても関係省庁と連携・協力して対応することとしているところです。これまででも学校の教育活動において、児童生徒の発達段階に応じて、例えば人権に関する指導を行う際にハンセン病について扱われてきているところですが、各位におかれても本談話の趣旨を御理解いただき、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施について

御協力をお願いします。

ハンセン病に関する教育に当たりましては、毎年、厚生労働省作成のハンセン病を正しく理解するためのパンフレット（別添2）が全国の中学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校中学部及び都道府県・市区町村教育委員会に配布されているところであり、これも活用しつつ実施いただくようお願いします。なお、同パンフレットにはアンケートが同封されておりますので、御配慮をよろしくお願いいたします。

また、ハンセン病に関する施設・資料等を別添3にまとめておりますので、こうした施設・資料等も必要に応じて適宜御活用ください。

本件につきまして、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校設置会社及び学校に対して、御周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### <添付資料>

- （別添1）ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話
- （別添2）中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」
- （別添3）ハンセン病に関する施設・資料等

#### 【本件担当】

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

指導調査係 片桐、今村

TEL 03-5253-4111（内線3291）

FAX 03-6734-3735

e-mail jidous@mext.go.jp

ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の  
判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話

（ 令和元年 7 月 1 2 日  
閣 議 決 定 ）

本年 6 月 2 8 日の熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決について、私は、ハンセン病対策の歴史と、筆舌に尽くしがたい経験をされた患者・元患者の家族の皆様の御労苦に思いを致し、極めて異例の判断ではありますが、敢えて控訴を行わない旨の決定をいたしました。

この問題について、私は、内閣総理大臣として、どのように責任を果たしていくべきか、どのような対応をとっていくべきか、真剣に検討を進めてまいりました。ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在したことは厳然たる事実であります。この事実を深刻に受け止め、患者・元患者とその家族の方々が強いられてきた苦痛と苦難に対し、政府として改めて深く反省し、心からお詫び申し上げます。私も、家族の皆様と直接お会いしてこの気持ちをお伝えしたいと考えています。

今回の判決では、いくつかの重大な法律上の問題点がありますが、これまで幾多の苦痛と苦難を経験された家族の方々の御労苦をこれ以上長引かせるわけにはいきません。できる限り早期に解決を図るため、政府としては、本判決の法律上の問題点について政府の立場を明らかにする政府声明を発表し、本判決についての控訴は行わないこととしました。その上で、確定判決に基づく賠償を速やかに履行するとともに、訴訟への参加・不参加を問わず、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることとし、このための検討を早急に開始します。さらに、関係省庁が連携・協力し、患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組みます。

家族の皆様の声に耳を傾けながら、寄り添った支援を進め、この問題の解決に全力で取り組んでまいります。そして、家族の方々が地域で安心して暮らすことができる社会を実現してまいります。

…… ハンセン病をもっと知ろう ……

**国立ハンセン病資料館**

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く  
展示されています。ハンセン病に関する約30,000冊の図書も収蔵した  
図書閲覧室もあります。

〒189-0002  
東京都東村山市青葉町4-1-13  
電話 042-396-2909  
URL <http://www.hansen-dis.jp/>



昔の療養所の暮らしが再現されています

**書庫資料館**

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別居室」は、通称「重監  
房」と呼ばれています。

今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の  
出土品写真等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感でき  
るように展示しています。

また、ガイダンス映像や証言ビデオなどの映像が見られるほか、歴史パネルや  
実物資料を展示したコーナーなどがあります。

〒377-1711  
群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533  
電話 0278-88-1550  
URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>



重監房(1/20の縮小)と実寸大で部分再現された重監房

**国立感染症研究所ハンセン病研究センター**

ハンセン病の基礎研究、臨床研究のほかハンセン病の診断や鑑別診断、経過観察などを  
行っています。また、市民公開講座や医療関係者のハンセン病医学研修大学講座などを開催して、ハンセン病に関する啓発活動も  
行っています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-2-1 電話 042-391-8211 (代表)  
URL <http://www0.nih.go.jp/nid/hrc/>

**ウェブサイト**

- 厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/kenkou/hansen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/kenkou/hansen/index.html)
- 法務省 (ハンセン病患者等に対する鑑別や差別をなくしましょう)  
[http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04\\_00151.html](http://www.moj.go.jp/jinken/jinken04_00151.html)
- 国立ハンセン病療養所 (各療養所にリンクしています)  
[https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link\\_hosp\\_12/hosp/ist/hc.html](https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosp/ist/hc.html)
- 国立感染症研究所感染症学センター「ハンセン病」  
<http://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/har/leprosy.html>
- 日井洋法務研究財団 (ハンセン病実証証書事業)  
<http://www.jlf.or.jp/work/hansen.shtml>
- 日本ハンセン病学会  
<http://www.hansen-gakkai.jp/>

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 (03) 5253-1111 URL: <http://www.mhlw.go.jp/>  
「ハンセン病の向こう側」 発行日/平成31年2月 発行/厚生労働省



側 向 の 病 の セ ン ハ ン

長い間、偏見や差別に苦しんでいる人たちがいる。  
ハンセン病問題は、決して特別な問題じゃない。  
それは、私たちの姿を映し出す鏡だと思う。  
この問題を、どうやって乗り越えていけばいいのだろう。



# ハンセン病の悲しい歴史

みんなハンセン病を知ってる？

私は最近まで知らなかったんだ。

話を聞いて、かなりショックを受けた。

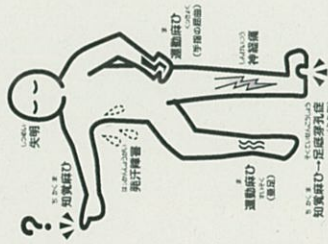
## ハンセン病って、どんな病気が知ってる？

ハンセン病とは、「らい菌」に感染することで起こる病気です。現代においては感染することも発病することもほぼありませんが、感染し発病すると、手足などの末梢神経が麻痺し、汗が出なくなったり、痛い、熱い、冷たいといった感覚がなくなることがあります。また治療法がない時代は、体の一部が変形するといった後遺症が残ることがありました。かつては「らい病」と呼ばれていましたが、明治6年(1873年)に「らい菌」を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前をとって、現在は「ハンセン病」と呼ばれています。

## ハンセン病は感染症だけどとてもうつりにくい病気なんだって

「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい病気です。末梢神経の麻痺などの症状が出る(発病)かどうかは個人の免疫力や衛生状態、栄養事情などが関係しますが、たとえ感染しても発病することはありません。現在の日本の衛生状態や医療状況、生活環境を考えると、「らい菌」に感染しても、ハンセン病になることはほとんどありません。

(日本人新規患者数:2015年1人、2016年0人、2017年1人)



## 早く見つけて適切な治療をすれば治る病気なんだよ

昭和18年(1943年)、米國で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では、昭和21年(1946年)から患者に試用され始めましたが、その数はわずかであったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました。その後、さまざまな薬が開発され、現在はWHO(世界保健機関)が推奨する3種類の飲み薬を組み合わせて服用する治療が行われています。ハンセン病は早期に発見し、適切な治療を行えば、顔や手足に後遺症を残すことなく、治るようになっていきます。

## どうしても優しくできなかつたんだらう？

### 強制的に患者を隔離してしまふなんて……

19世紀後半、ハンセン病はコレラやペストなどと同じような恐ろしい伝染病であると考えられていました。当初は、家を出て各地を放浪する患者が施設に収容されたが、やがて自宅で療養する患者も収容されるようになりました。ハンセン病と診断されると、市町村や療養所の職員、医師らが警察官を伴ってたびたび患者のもとを訪れました。そのうち近所に知られるようになり、家族も偏見や差別の対象にされることがあったため、患者は自ら療養所に行くより仕方ない状況に追い込まれていったのです。このような状況のもとで、昭和6年(1931年)にすべての患者の隔離を目指した「療予防法」が成立し、療養所の増床が行われ、各地にも新しく療養所が建設されて行きました。また、各県では「無偏見運動」という名のもとに、患者を見つけて出し療養所に送り込む施設が行われました。保健所の職員が患者の自宅を徹底的に消毒し、人里離れた場所に作られた療養所に送られていくという光景が、人々の心の中にハンセン病は恐ろしいというイメージを植え付け、それが偏見や差別を助長していったのです。



## ハンセン病問題の歩み

- 中世～近世
  - 体の一部が変形したりする外観の特徴などから偏見や差別の対象にされることがあった。
- 明治後期(1900年代)～昭和前期(1940年代)
  - 患者を強制的に収容し、療養所から一生出られないまま「ハンセン病絶滅政策」が行われ、偏見や差別が一層助長された。
- 昭和前期(1940年代)～平成8年(1996年)
  - 有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された。
- 平成8年(1996年)～
  - 「らい予防法」(「療予防法」を昭和28年(1953年)に改正)が廃止され、患者隔離政策に終止符が打たれた。

## 学習のポイント

### POINT1

ハンセン病は、「らい菌」による感染症。「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ

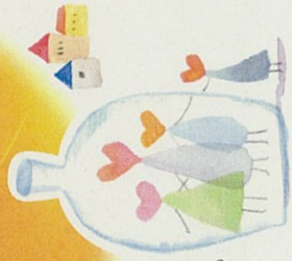
### POINT2

現在は治療法が確立され早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる

### POINT3

ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた。国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

# ハンセン病と人権について考える



治療法が確立されて、ハンセン病は治る病気になったんだよね。  
 そして国は療養所の入所者・社会復帰者におおびし、政策を改めた。  
 それなのに、どうして偏見や差別がなくならないのさ？

## みんなの願いが政府に届くまで長い年月がかかったんだ

ハンセン病は治る病気になったのに  
 どうして療養所に収容されたままだったの？

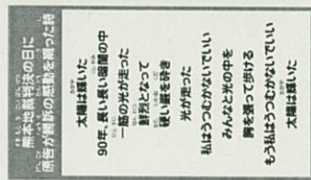
ハンセン病患者の隔離政策は、「療予防法」という法律のもとで進められました。昭和28年(1953年)、患者の反対を押し切ってこの法律を引きつづ「らい予防法」が成立しました。この法律の問題点は、患者隔離が継続され、退所規定が設けられていないことでした。つまり、ハンセン病患者は療養所に収容されると、一生そこから出る事が出来なかったのです。昭和21年にハンセン病の特効薬「プロミン」が登場し、その後、新しい飲み薬タイプの治療薬が開発され、ハンセン病は適切な治療をすれば治る病気になっていきました。にもかかわらず、患者の強制収容が続けられたのです。昭和30年前後から徐々に規制が緩和され、病気が治って自主的に退所する人たちも出てきました。しかし彼らは療養所に入所する際に、社会や家族と断絶させられており、療養所の外では頼る人がなく、救いの手を差し伸べる人も、受け皿もなかったのです。そのような状況の中で、生活苦で体を壊したり、病気を再発させたりして、やむなく療養所に戻る人も少なくありませんでした。



痘瘡薬「プロミン」の注射

ハンセン病の隔離政策が終わったのは  
 つい最近のことなんだって

「らい予防法」は平成8年(1996年)にようやく廃止されました。平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁に国のハンセン病政策の転換が求められたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起されました。続いて東京、岡山でも提訴が行われました。平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下されました。国はハンセン病問題は早期に全面解決する必要があると判断し、原告の主張を受け入れ、控訴をせませんでした。その後、国は入所者たちにおおびし、新たに補償を行う法律を作り、入所者や社会復帰者たちの名誉回復、社会復帰支援及びハンセン病問題の啓発活動等に取り組みんでいます。



熊本地裁での原告勝訴の判決を祝う人々  
 大層は嬉しい、90年、長い長い闘争の中一筋の光が差った勝利となって、使い慣れた光が差った。私はうつむかないでいいみんなと光の中を胸を張って歩ける。もう私はうつむかないでいい。大層は嬉しい。

熊本地裁での原告勝訴(写真提供:共同通信社)

# 熊本裁判に勝訴したから ハンセン病問題は解決したと思っていた

それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている

熊本地裁の判決に対し、国は控訴・断念を決めるとともに、内閣総理大臣談話を発表し、ハンセン病問題の早期解決に取り組む決意を表明しました。しかし判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起きるなど、執念ながら入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別には根強いものがあります。そのため、療養所の外で暮らすことに不安を感じ、安心して退所することができなという人もいます。



控訴断念するかどうかの最終判断をする直前に、ハンセン病訴訟原告代表と面談する小泉内閣総理大臣(当時)(写真提供:共同通信社)

療養所を出られるようになっても故郷に帰れず、肉親と再会できない人もいます

高齢や後遺症、周囲の偏見などを乗り越えて、療養所を退所して社会復帰した人もいますが、その数は決して多いとはいえません。療養所に入所したときに、家族に迷惑が及ぶことを心配して本名や戸籍を捨てた人もいます。現在も故郷に帰ることなく、肉親との再会が果たせない人もいます。療養所で亡くなった人の遺骨の多くが実家のお墓に入れず、各療養所内の納骨堂に納められています。



豊後地区の納骨堂

- 親や兄弟姉妹と一緒に暮らすことができない――
- 実名を名乗ることができない――
- 結婚しても子供を生むことが許されない――
- 一生療養所から出て暮らすことができない――
- 死んでも故郷の墓に埋葬してもらえない――

こうした生活をハンセン病患者は長い間強いられました。あなたは想像できますか？

## 学習のポイント

- POINT1 ハンセン病に対する偏見や差別をなくするためにハンセン病について正しい知識を持つ
- POINT2 ハンセン病問題を風化させずにはならないハンセン病問題を解決する力には、君たちが揃っている
- POINT3 ハンセン病問題は、現在進行中の人権問題である問題解決のために私たちに何ができるか考えてみよう

※裁判の判決に不満がある場合、上級の裁判所に再審を請求すること。

# ハンセン病問題から学べべきこと

もし自分や家族が患者だったらどう思う？

ハンセン病に対する偏見や差別は、

私たちの内にある問題なのかも知れない。

## 二度と同じ過ちを繰り返さないために 私たちはどうすればいいんだろう？

ハンセン病に対して偏見を持ち、入所者や社会復帰者、その家族を差別しているのはどんな人々だとおぼやかりますか。「らい予防法」による国の誤った隔離政策が廃止され、20年が経った今も、ハンセン病に対する偏見や差別が残っていることと多くの入所者や社会復帰者が感じています。今の社会の中にも、ハンセン病に限らず、人種や年齢、障害の有無や性別、家柄などによる偏見や差別があるように、私たちの心の中に、自分とは違う一面を持

つ人を差別する気持ちが入り込んでいくことがあります。そうした偏見や差別を解決していくためには、相手の人権を尊重する気持ちを持つことが大切です。この授業をきっかけに、ハンセン病について正しい知識と理解を持つとともに、偏見や差別をなくするにはどうすればいいのかが、人権が尊重される社会を実現するにはどうすればいいのかが、そして自分たちに何ができるのかを考えてみましょう。



### ハンセン病療養所 全国配置図



現在、日本には国立・私立をあわせて14カ所のハンセン病療養所があります。設置当初は隔離が目的であったため、その多くは交通の不便なところにあります。

### 人間回復の橋 <岡山県・邑久長島大橋>

長島と対岸の虫明を結ぶ邑久長島大橋は、1988年(昭和63年)に開通しました。隔離する必要のない証、人間回復の証として架橋され、現在は民間バスも乗り入れ、入所者も自由に島外に出かけられるようになっています。



人間回復の橋と呼ばれる邑久長島大橋

## 「偏見と差別が残るままでは見過ごせない 若い人に話をする機会を大事にしている」



私は12歳で発病し、故郷の愛知県から父親に連れられて療養所に入りしました。すぐに本名を俗名\*に変えることを勧められました。私の実家は真一白になるまで消毒され、村八分のように引越せざるをえなかったと後で聞きました。いずれ日本に「ハンセン病の元患者」はなくなりますが、偏見と差別が残るまま、我々の人権が覆されたままでは見過ごせない。そういう思いから、私たちが置かれた境遇を若い人たちに話す機会を大事にしています。つらい病気を経験する人はどの時代にもいます。でも、国の政策や法律によって悲慘な思いをすることは、私たちが最後にしてほしいのです。

\*本名ではない名

…12歳で発病した元患者

## 「「療養所」の実態」

…元ハンセン病連帯会全国原告団協議会会長 故・窃 雄二さん

国はハンセン病患者に対し、強制隔離しただけではありません。取戻した療養所では、重症者の着床、服や手足の不自由な人の介護、そして食事運搬や土工・木工、さらには亡くなった患者の火葬までも、入所者に強制的にやらせたのです。また、療養所内で結婚の条件として子供が産めない手術を強制されました。さらに、こうした措置に不満をもち、次々と療養所内の監獄所に入れられました。栗生菜泉園には全国のハンセン病患者を対象とした「特別病室」という名の重監房があり、零下20度にもなる極寒の環境下で食事するに与えられず、たくさんの方が亡くなったのです。



## 「夢見る故郷の空」

…ハンセン病連帯会全国原告団協議会事務局長 堅山 勲さん

中学校二年生13歳の時、体に発疹が現れ、まもなく校長先生から「きみは学校へ来なくていいよ」と言われました。そして何がなんでも分らないうちに、重慶監獄監獄に入所させられ、園に着いたその日に強制的に偽名を名をのらされました。はじめは外出許可をもらい故郷の父に会いに帰りましたが、そこを待っていたのはもう二度と帰ってきたくれない。兄や姉たちにも迷惑がかかるといけないから」との父のことばでした。父にそう言われたのは「らい予防法」があつたからです。それは私が家族を、友達をそして故郷を、さらには教育を奪いました。以来私は帰郷をあきらめ夢の中でしか故郷へは帰れなくなりました。父が亡くなったのも知らず、知ったのは亡くなったから満6年後のことでした。



## 「生徒のみなさんに今後は託して」

…元全国ハンセン病療養所入所者協議会会長 故・神 美知宏さん

ハンセン病患者は、一人残らず強制隔離し病を根絶するという「らい予防法」7国の誤った政策は、未曾有の人権侵害を生じました。今日までに療養所内で2万5000人が被害者として亡くなりました。私たちは、自由と人権、人間としての尊厳を回復するため、1951年、全入所者によって組織を結成し運動を続けています。しかし、目的達成はまだ遠く、ふるりの墓参にも帰ることができない日々が続いています。社会の差別がそれを阻んでいくからです。私たちは高齢になり運動も限界にきています。生徒のみなさんに今後は託したいと強く感じています。



## ハンセン病に関する施設・資料等

## (1) 関係施設

## ○国立ハンセン病資料館

全国のハンセン病療養所や国内外の関係機関から収集した資料が数多く展示されています。学校等からの出張講座の依頼や写真パネル・DVDの貸出も受け付けています。

〒189-0002 東京都東村山市青葉町 4-1-13

電話 042-396-2909 URL <http://www.hansen-dis.jp/>

## ○重監房資料館

かつてハンセン病患者の懲罰施設として使われた「特別病室」は、通称「重監房」と呼ばれています。今は建物の基礎しか残っていませんが、わずかに残された資料や発掘調査の出土遺物等から推定される形を実寸大で部分再現し、その過酷さを体感できるように展示しています。学校等へのDVDの貸出も受け付けています。

〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根 464-1533

電話 0279-88-1550 URL <http://sjpm.hansen-dis.jp/>

## ○国立ハンセン病療養所

全国に13園あり、交流施設の運営や行事の開催、資料の貸出等が行われています。

URL [https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link\\_hosp\\_12/hosplist/nc.html](https://www.mhlw.go.jp/www1/link/link_hosp_12/hosplist/nc.html)

(各療養所のウェブサイトにはリンクしています。)

## (2) 資料等

## ○中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」(別添2参照)

厚生労働省では、ハンセン病に対する偏見や差別を解消し、ハンセン病患者及び元患者の名誉を回復することを目的とした、中学生向けパンフレットを作成しています。また、同パンフレットを活用する指導者向けの参考資料も掲載されています。

URL <https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>

## ○「ハンセン病問題 ～過去からの証言、未来への提言～」

法務省人権擁護局が作成した啓発映像で、活用の手引きや証言集も掲載されています。

URL <http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken96.html>

## ○人権ライブラリー

(公財)人権教育啓発推進センターが運営する人権ライブラリーでは、およそ15,000冊の国内外の人権関連図書をはじめ、映像資料(DVD、VHS)、紙芝居、展示用パネル、全国の地方公共団体が発行する啓発資料などを所蔵し、閲覧・貸出を行っています。これらの啓発資料は郵送等による貸出も行っています。

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F

電話 03-5777-1919 URL <http://www.jinken-library.jp/>



## ○人権チャンネル

(公財)人権教育啓発推進センターの「人権チャンネル」(You Tube)では、ハンセン病問題をはじめ、人権について理解を深めるための映像が公開されています。

URL <https://www.youtube.com/user/jinkenchannel>

## (3) ウェブサイト

## ○厚生労働省 (ハンセン病に関する情報ページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/hansen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/hansen/index.html)

## ○文部科学省 (「HIV感染者・ハンセン病患者等」に関する参考資料)

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryu/1322245.htm)

## ○法務省 (ハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくしましょう)

[http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00151.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00151.html)